

仕 様 書

1 長野県松本保健福祉事務所から排出される感染性廃棄物、廃プラスチック類、乾電池、廃コンデンサ、廃油性塗料及び廃グリス（以下「感染性廃棄物等」という。）の収集・運搬及び処分について、次のとおり行うものとする。

(1) 収集日

受託者は、概ね1か月に1回（毎月20日前後）、収集・運搬するものとする。

なお、失念防止のため、受託者は、収集日の1週間前に収集・運搬の必要性の有無について当所担当者に確認の連絡を行うものとする（電話連絡可）。

また、感染性廃棄物等の量に応じ、当所担当者から受託者への連絡により、随時、収集・運搬するものとする。

(2) 収集場所及び連絡先

収集場所：長野県松本保健福祉事務所 検査課

連絡先：0263-40-1897

(3) 処分

受託者は、収集・運搬した感染性廃棄物等を許可施設において適正に処分するものとする。

(4) マニフェスト

電子マニフェストを利用する。

(5) 回収容器

感染性廃棄物等の回収容器は、受託者の費用負担で用意し、収集日に排出数+1箱の回収容器を届けるものとする。

なお、回収容器の在庫数が減少した場合、当所担当者から連絡するので指示に従うものとする。

2 年間予定数量

内 容	単 位	予 定 数 量 [※]
感染性廃棄物、注射針等鋭利なもの (40Lプラスチック容器)	L	1,200 L
感染性廃棄物、上記以外のもの (40Lダンボール箱)	L	3,000 L
廃プラスチック類	kg	230 kg
乾電池	kg	2 kg
廃コンデンサ (2.9Kg)	個	2 個

廃油性塗料 (2L 缶)	本	1 本
廃グリス (2.5L 缶)	本	1 本

※ 予定数量については、年間見込みを算出したものであり、確約するものではないこと。